

3/1から

吉野川市子育て世代包括支援センターを開設します

安心してお子さんを産み育てることができるまちを目指し、妊娠から子育て期を切れ目なく支援できるよう、「吉野川市子育て世代包括支援センター」を健康推進課内(本館1階)に開設します。

妊娠中から子育て中の方は、保健師や助産師、栄養士が健康や子育てに関するさまざまな相談に対応していますのでご利用ください。

センターの主な業務

●妊娠がわかったら

- 母子健康手帳の交付(予約制)
- 妊婦一般健康診査受診票などの交付
- 妊娠、出産に関する相談、情報提供など

●子育てに関する相談

- 育児や授乳に関すること
- 離乳食や栄養に関すること
- 子どもの発育発達について
- 予防接種についてなど

対象者：全ての妊産婦(産婦：産後1年以内)、乳幼児(就学前)とその保護者の方

＜＜＜＜ 母子健康手帳の交付が予約制に変わります ＞＞＞＞

妊娠期からの支援を更に充実させ、安心して出産・子育てができるように、**3月1日**から、妊娠届の手続きを予約制に変更します。

また、妊娠にともなう心配ごとなどを保健師が個室でお伺いします。30分程度かかりますので、時間に余裕がある日に予約をお願いします。

交付日時

月～金(祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後4時30分

場 所

吉野川市子育て世代包括支援センター(健康推進課内)

※交付日時に来庁が困難な場合は、センターへ相談してください。

※代理人が申請する場合は後日保健師が本人と面接します。

予約方法

前日までに電話で予約してください

予約受付時間

月～金(祝日・年末年始を除く)の
午前8時30分～午後5時15分

手続きに必要なもの

【本人が申請する場合】

① マイナンバーカード

- 個人番号通知カードで申請する場合
- 顔写真入りの場合 1種類(運転免許証、パスポート)
 - 顔写真のない場合 2種類(健康保険証、年金手帳など)

② 妊娠初期アンケート(※)

(※) 医療機関で未記入の場合、手続き時に記入可

【代理人が申請する場合】

① 妊婦本人のマイナンバーカード

(または個人番号通知カード)

② 代理人の本人確認ができるもの

(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)

③ 委任状

④ 妊娠初期アンケート

なお、妊娠届出書は、手続き時に記入できるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

●問い合わせ・予約先 **健康推進課 ☎22-2268 FAX22-2245**

【空調】 重ね着などをして、室温20℃を心がける。

生活トピックス

令和3年3月1日から障がい者の法定雇用率が引き上げになります

障がいに関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。

この法定雇用率が令和3年3月1日から引き上げになります。

事業主の皆さんは、右の表をご確認ください。
留意点 対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。**従業員43.5人以上、45.5人未満の事業主の皆さんはご注意ください。**
詳しくは問い合わせください。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2%	2.3%
国、地方公共団体等	2.5%	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4%	2.5%

●問い合わせ 徳島県労働局 職業安定部 職業対策課 ☎088(611)5387 FAX088(622)2448

接種期限は **3月31日**

麻しん・風しん、二種混合、高齢者肺炎球菌

接種がお済みでない方は、体調が良い時に早めに接種してください。

●麻しん・風しん(MR)2期予防接種

対象者 平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ

●二種混合予防接種(ジフテリア・破傷風)

対象者 平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ
※11歳以上13歳未満の方(対象年齢までは接種可能です)

●高齢者肺炎球菌予防接種

対象者
①令和2年度に次の年齢となる方で、接種日に本市に住民票を有する方のみ

年齢	生 年 月 日
65歳	昭和30年4月2日生～昭和31年4月1日生
70歳	昭和25年4月2日生～昭和26年4月1日生
75歳	昭和20年4月2日生～昭和21年4月1日生
80歳	昭和15年4月2日生～昭和16年4月1日生
85歳	昭和10年4月2日生～昭和11年4月1日生
90歳	昭和5年4月2日生～昭和6年4月1日生
95歳	大正14年4月2日生～大正15年4月1日生
100歳	大正9年4月2日生～大正10年4月1日生

② 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある方(詳しくは問い合わせください)

※①の対象者には、令和2年4月に通知書・予診票を送付しています。

◆接種負担金 4,000円(生活保護受給者は免除)

◆接種回数 1回

※過去に一度でも肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのある方は、当予防接種の対象外。

※各予診票を紛失した方は、再発行しますので健康推進課(本館1階)までご連絡ください。

●問い合わせ **健康推進課 ☎22-2268 FAX22-2245**

冬季の節電・省エネルギー対策について
～節電へのご協力をお願いします～